

福井県報

第 395 号
令和 8 年
4 月 7 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録（188・長寿福祉課）……………2
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の廃止（189・同）……………2
- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定（190・同）……………2
- 指定公金事務取扱者の指定（191、192・園芸振興課）……………2
- 保安林の指定の解除の予定（193、194・森づくり課）……………3
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（195～212・同）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（213～217・福井農林総合事務所）……………8
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の種別の変更（218・建築住宅課）……………9
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（219・同）……………9
- 包括外部監査契約の締結（220・監査委員事務局）……………9

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（一乗谷朝倉氏遺跡博物館）……………10
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（エネルギー課）……………10
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（県立病院）……………12
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（2件・商業・市場開拓課）……………15
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（2件・同）……………17
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（公営企業課）……………18
- 土地改良事業の工事完了（2件・坂井農林総合事務所）……………20
- 土地区画整理事業の換地処分の届出（都市計画課）……………21
- 福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合の解散認可（同）……………21

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者の決定（審査指導課）……………21
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（警察本部会計課）……………21

教育委員会規則

- ※福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（3・高校教育課）……………23

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（81）……………25
- 政治団体の設立の届出に係る名称等の公表の訂正（82）……………25
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（83）……………25
- 政治団体の解散の届出（84）……………26
- 資金管理団体の指定の届出（85）……………26
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（86）……………27

監査委員告示

- 令和7年度包括外部監査の結果報告書（8）……………27

公安委員会告示

- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施（34・生活安全企画課）……………27
- 福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（35、36・交通規制課）……………28
- 技能検定員審査の実施（37・運転免許課）……………30
- 教習指導員審査の実施（38・同）……………31

告 示

福井県告示第188号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 事業所の名称
介護人材研修センター 「気比の風」
- 2 事業所の所在地
敦賀市津内町3-6-21
- 3 事業者の名称
医療法人明峰会
- 4 登録年月日
令和8年4月1日
- 5 略痰吸引等研修の課程
第一号研修
第二号研修
- 6 登録研修機関登録番号
1813140

福井県告示第189号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定により、指定市町村事務受託法人から廃止届出があったので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

指定市町村事務受託法人事業所一覧

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届受理年月日	廃止年月日	受託事務の種類
公益財団法人 福井市ふれあい公社 介護認定調査センター	福井市日之出 4丁目3番 12号	公益財団法人 福井市ふれあい公社 荒木 一男	令和8年 2月27日	令和8年 3月31日	要介護認定調査 事務

福井県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

指定市町村事務受託法人事業所一覧

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定届受理年月日	指定年月日	受託事務の種類
社会福祉法人 福井市社会福祉協議会 介護認定調査センター	福井市日之出 4丁目3番 12号	社会福祉法人 福井市社会福祉協議会 野坂 鐵郎	令和8年 3月26日	令和8年 4月1日	要介護認定調査 事務

福井県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、園芸資材等価格高騰対策事業助成金支払い業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
福井県農業協同組合
福井県福井市大手3丁目2番18号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
園芸資材等価格高騰対策事業に係る助成金支払事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月25日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年3月25日

福井県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、園芸資材等価格高騰対策事業助成金支払い業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
越前たけふ農業協同組合

- 福井県越前市本多2丁目10-22
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
園芸資材等価格高騰対策事業に係る助成金支払事務
 - 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年3月25日
 - 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年3月25日

福井県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 解除予定保安林の所在場所
坂井市三国町米ヶ脇34字大林6-3、6-7
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福井県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 解除予定保安林の所在場所
南条郡南越前町二ツ屋116字友兼25番1・25番2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る）、26、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、30番2、31
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第195号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡おおい町名田庄奥坂本56字登り尾4の1から4の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第196号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三方上中郡若狭町天徳寺46字水無1の1、2の1、47字下駄吉1、2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第197号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町大字未定長畝外参ヶ共有7字滝ヶ谷1の2から1の12まで、8字二ノ輪1の1から1の17まで、9字小屋ヶ谷1の1から1の29まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町大字所属未定5字推木山1の1、11字推木尾1の1、1の2、12字原山1の1、17字三本松1、18字花ノ尾1の1、1の2、19字ネブテ1の1から1の3まで、20字笹尾1の1、1の2
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第199号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町上竹田73字榎木谷1の1、74字方谷1、2の1、2の3、3の1、3の2、4の1、4の3、5の1から5の4まで、6の1、6の2、7の1、7の3から7の5まで、8の1、8の3、9の1から9の3まで、10、11の1から11の3まで、12
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第200号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町山口1字柴山14の1、15、丸岡町上竹田14字荒谷一7、8の1、8の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第201号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

坂井市丸岡町大字未定長畝外参ヶ共有17字柵ヶ谷1、19字西間谷1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第202号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

敦賀市杉津79号大毛谷1の5から1の8まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方上中郡若狭町南前川71号轆轤谷1の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第204号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方上中郡若狭町佐古37号部六15

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第205号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方上中郡若狭町佐古32号滝谷6の1、6の2（国有林）、7から23まで、24の1、24の2（国有林）、34号下山20から22まで、35号宮ノ奥4から7まで、9、36号尾小谷11の1、11の2、17、18、37号部六15から18まで、38号城山11の1、11の10、11の11・11の12（以上2筆国有林）、39号堂ノ上3の1、3の2、4、5の2、13から15まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第206号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市西山47字大谷1の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第207号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市佐開48字屋多部1の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第208号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市上麻生島下麻生島上野田野土打川島下唯野5字立石1の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第209号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町今福16字岩本24
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡おおい町野尻47号宮城1の1から1の3まで、2、3、49号四町4

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡高浜町東三松50号東大谷2の1から2の3まで、3の1から3の12まで、4の1から4の5まで、5の1、5の2、53号峠3の1から3の13まで、4、57号入柴5の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第212号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡高浜町関屋20号下足谷37の2、37の4、37の5、21号比門谷22の3、22の5、22の7、22の8、22の10、22の11、84号本御林1の1から1の5まで、2の1から2の6まで、3の1から3の4まで、4の1から4の4まで、5の1、5の2、6、85号猿林1の1から1の4まで、2の1から2の4まで、3の1、3の2、4、5の1から5の10まで、6の1、6の2、7、86号猪森ヶ岳1の1から1の3まで、2、3の1から3の3まで、4から6まで、87号猪鼻峠1の1、1の2、3の1から3の5まで、4、5、6の1、6の2、7の1から7の4まで、8、9の1、9の2、10、11の2、88号三谷場1の1から1の3まで、2の1、2の2、3、4の1、4の2、89号才柏1の1から1の6まで、2の1から2の5まで、3の1から3の3まで、4の1から4の8まで、5の1、5の2、6の1から6の4まで、7の1から7の3まで、8の1、8の2、9の1から9の5まで、10の1、10の2、11の1から11の4まで、12の1から12の27まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
徳光用水土地改良区	令和8年3月24日

福井県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
酒生用水土地改良区	令和8年3月24日

福井県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
六条用水土地改良区	令和8年3月24日

福井県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
木田用水土地改良区	令和8年3月24日

福井県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
社江守土地改良区	令和8年3月24日

福井県告示第218号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第

112号）第61条第1項の規定により変更の認可をしたので、同法第61条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
株式会社オアシス
小浜市雲浜1丁目8-8
- 2 新たに行う支援業務の種別
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第5号に基づく業務（残置物処理等）

福井県告示第219号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第60条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
有限会社あいぜん
福井県越前市広瀬町131-23
- 2 支援業務の種別
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第2号に基づく業務（賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供相談等）
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第3号に基づく業務（見守りなど要配慮者への生活支援）
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第4号に基づく業務（賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供）
 - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第6号に基づく業務（上記業務に附帯する業務）

福井県告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、令和8年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和8年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用ならびに執務費用および実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名および住所
 - (1) 氏名 斎藤 栄慶
 - (2) 住所 福井市西谷3丁目2201番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
福井県福井市安波賀中島町8-10
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
104,676,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年2月10日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県若狭湾エネルギー研究センター透過型電子顕微鏡の購入 1式
 - (2) 調達役務の仕様等
入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおり。
 - (3) 履行期限
令和9年3月26日（金）
 - (4) 履行場所
福井県若狭湾エネルギー研究センター
（福井県敦賀市長谷64-52-1）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
 - (5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。
 - (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0230

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定める様式）に、必要書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限

令和8年4月21日（火）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登

録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格の結果通知

入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、別途書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年5月18日（月） 8時30分から

令和8年5月19日（火）16時00分まで

(3) 開札日時

令和8年5月20日（水）10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部エネルギー課

7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) (仮)契約書(当該契約書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む)作成の要否

要

この契約は仮契約であり、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)の規定に基づき、福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずる。

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付期間

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail)

energy@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Transmission Electron Microscope

1 set

(2) Date,time of Bidding:

8:30 A.M. 18th May 2026—4:00P.M. 19th May 2026)

(3) Date, time of bid opening:

10:00A.M.20th May 2026

(4) Implementation location

The Wakasa Wan Energy Research Center 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city, Fukui prefecture

(5) Contact point for the notice:

Energy division, Department of Energy and Environment, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0230

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県立病院長 二宮 致

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称

重油(JIS規格1種1号)

(2) 調達物品の調達予定数量

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期間

令和8年6月1日から令和8年9月30日まで

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

- (2) 入札説明書等の交付期間

令和8年4月7日（火）から令和8年4月21日（火）（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの9時から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和8年4月7日（火）から令和8年4月21日（火）（休日を除く。）9時から16時まで

- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出（期間内必着）すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

- (3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

<p>(1) 入札書の提出方法</p> <p>ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 5(2)アと同様とする。</p> <p>イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者 下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。</p> <p>(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。</p> <p>(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。</p> <p>(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。</p> <p>(エ) 提出場所 5(2)イの提出先に同じ。</p> <p>(2) 入札書の提出期間 令和8年5月19日（火）8時30分から17時まで 令和8年5月20日（水）8時30分から16時まで（必着）</p> <p>(3) 開札日時 令和8年5月21日（木）9時00分</p> <p>(4) 開札場所 福井県立病院 中会議室1</p> <p>7 入札書に記載する金額 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 なお、入札金額は納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。また、入札金額は、調達物品1リットル当たりの単価を記載すること。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2941</p>	<p>10 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。） 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。 様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx 提出先(e-mail):kenbyo@pref.fukui.lg.jp ※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨 日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金 福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効 福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。</p> <p>(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）作成の要否 要</p> <p>(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに発注者に報告すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。</p> <p>(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。</p> <p>(7) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 休日を除き、随時申請を受け付ける。 イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580</p>
---	---

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253

1.2 Summary

- (1) Name of products to be purchased
Fuel Oil JIS Class 1 No.1
- (2) Quantity of the products to be purchased
1,200KL.
- (3) Delivery Period
From 1st June 2026 to 30th September 2026
- (4) Delivery Place
2-8-1 Yotsui, Fukui-city, Fukui -prefecture
Fukui Prefectural Hospital
- (5) Date, Time of Bidding
9:00 AM 21st May 2026
- (6) Contact point for the notice
Business management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1
Yotsui, Fukui-city, Fukui-prefecture, 910-8526, Japan.
TEL 0776-57-2941

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(株) そごう・西武 西武福井店
福井市中央1丁目8番1号

2 変更した事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 1100台
(変更後) 1048台
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 14箇所
(変更後) 12箇所

3 変更した年月日
令和8年3月11日

4 変更した理由
提携駐車場を変更するため。

5 届出のあった日
令和8年3月10日

- 6 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
 - (2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号
AOS SA 5階
福井市商工労働部商工労政課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から4月間
縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

武生楽市
越前市横市町28-14-1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
- 中部土地開発株式会社
代表取締役 坊傳 強
越前市横市町34-5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

①株式会社ヤスサキ

代表取締役 安崎 昌治

福井市新保北1丁目303番地

②竹沢 裕史

越前市粟田部町28-25

③有限会社ジャパン・フラワー・コーポレーション

代表取締役 松村 吉彰

富山県射水市流通センター水戸田2-3-1

④株式会社シックスフォー

代表取締役 杵 信行

福井市大和田2丁目1212

⑤有限会社正午堂

代表取締役 宇野 弘之

越前市粟田部町33-6-6

⑥瀬出井 貴美子

越前市高瀬1-29-16

⑦前野 知一

越前市黒川町35-14

⑧有限会社ラムール

取締役 城戸 真紀子

越前市横市町28-14-1

⑨セキセイ株式会社

代表取締役 関 博之

越前市幸町3-19

⑩大綱リボン工業有限会社

代表取締役 大綱 清

鯖江市平井町28-6-2

⑪株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濑2丁目38

(変更後)

①株式会社ヤスサキ

代表取締役 安崎 昌治

福井市新保北1丁目303番地

②竹沢 裕史

越前市粟田部町28-25

③株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション

代表取締役 松村 吉彰

富山県射水市流通センター水戸田2-3-1

④株式会社シックスフォー

代表取締役 合掌 呂紗

福井市板垣3丁目1510番

⑤有限会社正午堂

代表取締役 宇野 正俊

越前市粟田部町33-6-6

⑥山田 友江

越前市高瀬1-24-7

⑦前野 知一

越前市黒川町35-14

⑧有限会社ラムール

取締役 城戸 真紀子

越前市横市町28-14-1

⑨セキセイ株式会社

代表取締役 関 博之

越前市幸町3-19

⑩株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濑2丁目38

4 変更の年月日

令和8年3月5日

5 変更した理由

テナントの退店及びテナント代表者等の変更があったため。

6 届出のあった日

令和8年3月6日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場开拓課

(2) 福井県越前市府中1丁目13番7号

越前市産業観光部産業政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドン・キホーテ福井大和田店
福井市大和田1丁目1005番地 外6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 笹田 賢一
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

3 聴取した意見の概要

福井市
・環境関係法令（福井市公害防止条例）にかかる「氏名等変更届出書」を提出すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市手寄1丁目4番1号
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー森田店
福井市石盛1丁目1709 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

①ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一
坂井市丸岡町下久米田38字33番

②株式会社竹内菓子舗

代表取締役 竹内 信仁
福井市花堂北2丁目12番3号

3 聴取した意見の概要

福井市
・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所を避けるなどの配慮をすること。
・早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業を避けること。
・店舗周辺的环境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。
・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。
・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第4種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：65dB
昼（AM8：00～PM7：00）：70dB
夕（PM7：00～PM10：00）：65dB
夜（PM10：00～AM6：00）：60dB

・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「

特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

- ・新たに自動車等の乗り入れを築造、または既存の乗り入れを改修しようとする場合は、計画段階で必ず相談すること。
- ・看板等の屋外広告物を設置する場合は、計画段階で必ず相談すること。
- ・景観法に基づく建築物等の新築等に関する届出の対象となる建築物のため、行為の着手30日前までに景観法に基づく景観計画区域内における行為の届出書を提出すること。
- ・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる景観計画区域内における広告物の新設等届出を提出すること。
- ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡を超えるため、駐車場法に基づき、路外駐車場の構造及び設備の基準に適合させる必要がある。

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市手寄1丁目4番1号
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
A重油（JIS規格重油1種1号）
- (2) 調達物品の調達予定数量
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期間
令和8年6月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 納入場所

福井県坂井市三国町米納津49-100-6

テクノポート福井浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時まで資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札日において現に福井県による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格

確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課
電話 0776-20-0535

- (2) 入札説明書等の交付期間

令和8年4月7日(火)から令和8年4月16日(木)(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)までの午前9時から午後5時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和8年4月7日(金)から令和8年4月16日(木)(休日を除く。)午前9時から午後5時まで

- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出(期間内必着)すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課
電話 0776-20-0535

- (3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(イ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ)提出場所

5(2)イの提出先に同じ。

- (2) 入札書の提出期間

令和8年5月19日(火)8時30分から午後5時まで

令和8年5月20日(水)8時30分から午後4時まで(必着)

- (3) 開札日時

令和8年5月21日(木)午前10時

- (4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁10階1005会議室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

また、入札金額は、調達物品1リットル当たりの単価を記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号（福井県庁4階）

福井県産業労働部公営企業課経営グループ

電話 0776-20-0535

10 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) :koueikigyo@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

11 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

12 Summary

(1) Name of products to be purchased

Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased

224KL.

(3) Delivery period

From 1st June 2026 to 30th September 2026

(4) Delivery Place

Technoport Fukui Water Treatment Center

49-100-6 Yonozu, Mikuni Town, Sakai City, Fukui Prefecture

(5) Date,Time of Bidding

10:00 AM 21st May 2026

(6) Contact point for the notice

Public Enterprise Division, Department of Business, Industry and Labor,

Fukui Prefectural government, 3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui Prefecture

910-8580 Japan

Tel 0776-20-0535

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

1 地区名

兵庫川左岸地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（土地改良施設突発事故復旧）事業

3 工事完了年月日

令和6年10月3日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 地区名
坂井北部地区
- 2 土地改良事業の名称
農業用排水施設（土地改良施設突発事故復旧）事業
- 3 工事完了年月日
令和7年2月21日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、テクノポート福井第三地区土地区画整理事業同意施行者福井県知事石田嵩人から、令和8年3月19日に、テクノポート福井第三地区土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 組合の名称
福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
福井市大手三丁目12番20号
- 3 解散認可の年月日
令和8年3月31日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県財務会計システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県会計局審査指導課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社オーイーシー
大分県大分市東春日町17番57号
- 5 随意契約に係る契約金額
68,051,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
特命随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
警察庁舎清掃業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の名称および所在地
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
- 5 落札金額
49,764,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年2月10日

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月7日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第3号

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和46年福井県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第16条関係)			別表第1(第16条関係)		
1 高等学校			1 高等学校		
名称	課程および科	学科	名称	課程および科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立大野高等学校	(略)	(略)	福井県立大野高等学校	(略)	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 <u>探究特進科</u> 探究科	福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 探究特進科
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)			2・3 (略)		

第2条 福井県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第16条関係)			別表第1(第16条関係)		
1 高等学校			1 高等学校		
名称	課程および科	学科	名称	課程および科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立大野高等学校	(略)	(略)	福井県立大野高等学校	(略)	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	<u>探究科</u>	福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 探究特進科 探究科
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)			2・3 (略)		

(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和46年福井県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条関係） 1 高等学校			別表第1（第7条関係） 1 高等学校		
名称	課程および科	学科	名称	課程および科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立大野高等学校	(略)	(略)	福井県立大野高等学校	(略)	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 <u>探究特進科</u> <u>探究科</u>	福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 <u>探究特進科</u>
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

第4条 福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条関係） 1 高等学校			別表第1（第7条関係） 1 高等学校		
名称	課程および科	学科	名称	課程および科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
福井県立大野高等学校	(略)	(略)	福井県立大野高等学校	(略)	(略)
福井県立勝山高等学校	全日制	<u>探究科</u>	福井県立勝山高等学校	全日制	普通科 <u>探究特進科</u> <u>探究科</u>
福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)	福井県立鯖江高等学校	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

附 則

この規則中第1条および第3条の規定は令和10年4月1日から、第2条および第4条の規定は令和12年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和8年2月25日	川崎のりお後援会	川崎 規生	川崎 敦子	越前市矢船町3-12
令和8年2月25日	吉川さだお後援会	森下 昇一	吉川 和希	吉田郡永平寺町松岡観音1-713-1
令和8年3月2日	高嶋信博後援会	倉田 教信	牧田 勉	坂井市丸岡町一本田中42-1-4

福井県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、政治団体から訂正の届出があったので、政治団体の設立の届出（平成10年福井県選挙管理委員会告示第39号）の一部を次のとおり訂正する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

山崎正昭松永後援会の会計責任者の氏名の欄中、「川口 一夫」を「川口 一雄」に改める。

福井県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	異 動 事 項	
				新	旧
令和7年 9月15日	たきなみ宏文大 野後援会	山岸 猛夫	代表者	山岸 猛夫	稲山 幹夫
令和8年 2月22日	千田崇裕と福井 を考える会	千田 崇裕	会計責任者	千田 崇裕	大嶋 歩
令和8年 2月24日	さいの秀幸後援 会	齋野 秀幸	主たる事務所の 所在地	坂井市春江町江 留上緑29	坂井市春江町境 17-8-2
令和8年 2月25日	こまの孝一郎後 援会	駒野 孝一郎	代表者	駒野 孝一郎	河原 健
			会計責任者	駒野 孝一郎	佐々木 隆興
令和8年 3月1日	藤本かずき後援 会	藤本 一希	主たる事務所の 所在地	福井市二の宮4 -23-14	鯖江市舟津町5 -1-2-20
令和8年 3月16日	稲田朋美永平寺 町後援会	小笠原 秀敏	会計責任者	楠 圭介	酒井 秀和
令和8年 3月17日	森かよこ後援会	朝井 直正	代表者	朝井 直正	森 かよ子

福井県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年6月8日	山田しげき後援会	深田 嘉久
令和7年12月31日	日本維新の会衆議院福井県第2選挙区 支部	齋木 武志
令和7年12月31日	福井県ひがなつみ後援会	前川 彰男
令和8年2月8日	山崎正昭六条後援会	中山 真治
令和8年2月10日	西畑ちさよ後援会	小宮 純子
令和8年3月11日	山崎正昭越前地区後援会	島田 欽一

福井県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 (代 表 者) の 氏 名	届 出 を し た 者 に 係 る 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
令 和 8 年 2 月 23 日	川 崎 規 生	越 前 市 議 会 議 員	川 崎 の り お 後 援 会	越 前 市 矢 船 町 3 - 1 2

福井県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
令 和 8 年 1 月 23 日	藤 本 一 希	藤 本 か ず き 後 援 会	公 職 の 種 類	衆 議 院 議 員	福 井 県 議 会 議 員
令 和 8 年 3 月 1 日	藤 本 一 希	藤 本 か ず き 後 援 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	福 井 市 二 の 宮 4 - 2 3 - 1 4	鯖 江 市 舟 津 町 5 - 1 - 2 - 2 0

監査委員告示

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人齋藤栄慶から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年4月7日

福井県監査委員

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第34号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月7日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬警備事務1級	令和8年7月7日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
核燃料物質等危険物運搬警備事務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬警備事務1級	令和8年8月20日（木）	午後1時から 午後5時まで
核燃料物質等危険物運搬警備事務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部薬分庁舎第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）から同年 6 月 3 日（水）までの午前 9 時から午後 0 時までおよび午後 1 時から午後 4 時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受付要領

受検希望者は、受付期間内に、下記 7 の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請

者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市及び永平寺町の区域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、オンラインによる申請も可とするが、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類等

ア 検定申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2 葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者には、その者の住所を疎明する書面 1 通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者には、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 3(2)アに該当する者には、核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 各 1 通

カ 3(2)イに掲げる者には、当該疎明書面 1 通

(5) 受検手数料

16,000 円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備係

電話 0776-22-2880（内線 3192、3193）

福井県公安委員会告示第 35 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 7 日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 合意した者

- (1) 京福バス株式会社
- (2) 福井県公安委員会
- (3) 福井市
- (4) 国土交通省中部運輸局
- (5) 永平寺観光株式会社
- (6) 福井市教育委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表「バス停留所一覧表」のとおり

3 2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
永平寺観光株式会社	スクールバスの運行	福井市が運行するスクールバス（旧下宇坂小学校区）

4 2における3に掲げる自動車の停車または駐車が、道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 「バス停留所一覧表」に記載の停留所を使用している一般乗合旅客自動車と運行時間についての調整
- (2) 運行時間内に限った同停留所における停車または駐車
- (3) 停車又は駐車の期間は令和8年4月7日から令和11年3月31日までとする。

別表

バス停留所一覧表

停留所名称	停留所所在地	備考
高田橋	福井市田尻町1地先	路線バス大野線・美山スクール線
美山田尻	福井市田尻町2-1地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
大久保	福井市奈良瀬町1-4-1地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート

小和清水	福井市小和清水町11-7-5地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート 美山地域乗合バス芦見ルート・味見ルート
美山小学校	福井市朝谷町6-1地先	美山地域乗合バス芦見ルート・味見ルート

福井県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、福井県福井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 合意した者

- (1) 京福バス株式会社
- (2) 福井県公安委員会
- (3) 福井市
- (4) 国土交通省中部運輸局
- (5) 永平寺観光株式会社
- (6) 福井市教育委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表「バス停留所一覧表」のとおり

3 2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
永平寺観光株式会社	スクールバスの運行	福井市が運行するスクールバス（旧羽生小学校区）

4 2における3に掲げる自動車の停車または駐車が、道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 「バス停留所一覧表」に記載の停留所を使用している一般乗合旅客自動車と運行時間についての調整
- (2) 運行時間内に限った同停留所における停車または駐車
- (3) 停車又は駐車の期間は令和8年4月7日から令和11年3月31日までとする。

別表

バス停留所一覧表

停留所名称	停留所所在地	備考
間戸口	福井市境寺町21-10地先	路線バス大野線・美山スクール線
薬師	福井市薬師町32-11地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
上薬師	福井市薬師町12-4-5地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
仁位口	福井市縫原町21-7-3地先	路線バス大野線・美山スクール線
縫原	福井市縫原町21-7-3地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
大宮	福井市大宮26-3地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
追分口	福井市大宮12-31地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
野波口	福井市野波町45-5地先	路線バス大野線・美山スクール線
計石第2	福井市計石町35-13地先	路線バス大野線・美山スクール線
川上	福井市東川上町11-8-1地先	路線バス大野線・美山スクール線 美山地域乗合バス羽生・下宇坂ルート
美山小学校	福井市朝谷町6-1地先	美山地域乗合バス芦見ルート・味見ルート

福井県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

(2) 期日

令和8年5月21日（木）および同年5月22日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和8年4月17日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）
当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）
大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けているこ

と。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査（中型二種） および技能検定員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。

技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月7日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和8年5月21日（木）および同年5月22日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イ

の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者
- (エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和8年4月17日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)および教習指導員審査(牽引)

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)および教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	それぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)